お知らせ

戸籍法の改正により

## 5月26日以降、戸籍に氏名のフリガナが記載されます

問 市民課窓口係　[内線112～116]

５月26日以降、フリガナ確認用の通知が原則として本籍地から戸籍の筆頭者あてに発送されます。
届いた通知のフリガナが正しければ届出は不要ですが、誤っている場合は必ず届出をしてください。

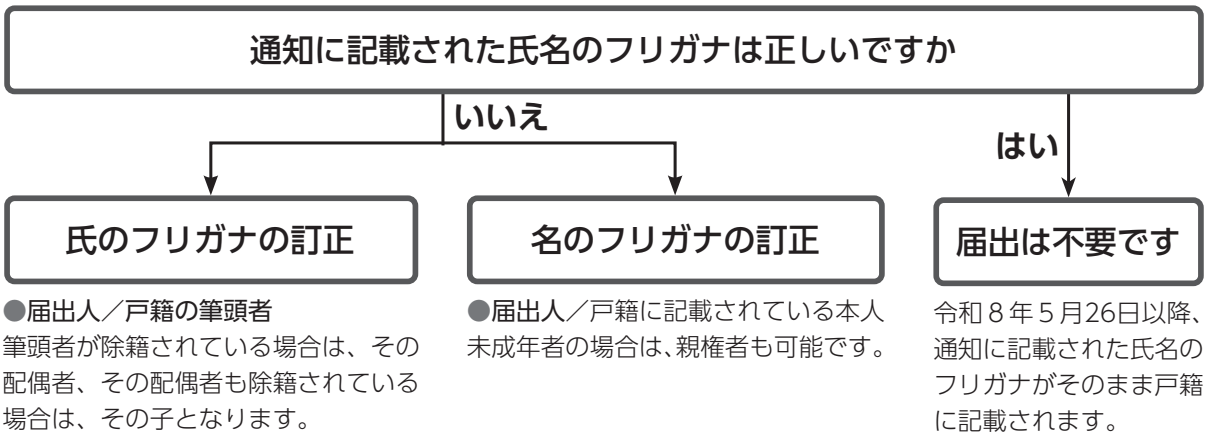


●届出人／戸籍の筆頭者
筆頭者が除籍されている場合は、その配偶者、その配偶者も除籍されている場合は、その子となります。

●届出人／戸籍に記載されている本人
未成年者の場合は、親権者も可能です。

令和８年５月26日以降、通知に記載された氏名のフリガナがそのまま戸籍に記載されます。

**届出期間**　令和７年５月26日～令和８年５月25日

**届出方法**　①マイナポータルからのオンライン届出　②市町村窓口　③郵送

**添付書類**　原則、必要ありません。ただし、氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものではない場合には、現にその読み方を使用されていることを証する書面（旅券や預金通帳等の写し）を提出いただく必要があります。

お知らせ

## 生活困窮者自立支援制度について

問 北斗市生活相談支援センター（北斗市社会福祉協議会内）　☎74－2500
受付時間　平日　午前８時30分～午後５時

北斗市生活相談支援センターでは、生活困窮者自立支援事業として、就職や住まい、家計管理など、生活困窮に関わる困りごとや不安を抱えている方の相談をお受けし、自立に向けた支援を行っています。

**自立相談支援事業**
専門知識を有する支援員が相談内容に応じた支援プランを作成し、就労支援やその状況により関係機関につなぐことで、自立に向けた支援を行います。

**家計相談支援事業**
家計状況の根本的な課題を把握し、相談者自らが家計を管理できるように相談支援を行います。

**就労準備支援事業**
「社会に出ることに不安がある」「他人とうまくコミュニケーションがとれない」といった理由ですぐに職に就くことが難しい場合に、６カ月から１年間のプログラムにそって一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

**住居確保給付金**
離職や収入の減少などにより住居を失った、または失う恐れがある場合に、就職活動を行うことを条件として一定期間家賃相当額を補助します。また、家計改善のために低廉な家賃の住居への転居が必要と認められる場合は、転居費用を補助します。
なお、所得や資産に支給要件があり、支給額には上限があります。

## 生活にお困りの方へ～生活保護制度～

問 社会福祉課保護係　[内線172～176]

生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮程度に応じて、必要な保護を行う制度です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもありますので、お困りの場合はためらわずにご相談ください。